

令和元年度中部森林管理局事業評価技術検討会
(期中の評価及び完了後の評価) 議事概要

- 1 日 時：令和元年7月12日(金) 13時25分～15時25分
- 2 場 所：中部森林管理局 第二会議室
- 3 出席者：事業評価技術検討会 小野裕委員、田中隆文委員、平田浩幸委員
中部森林管理局 森林整備部長、計画保全部長
治山課長、治山技術専門官
森林整備課長、森林整備課課長補佐
技術指導官、造林係長
企画調整課長、経常監査官、監査係長
- 4 内 容：事務局及び説明員から、今回の事業評価の対象である期中の評価(1地区)及び完了後の評価(2地区)の事業の概要・目的及び費用便益分析等の評価項目について説明を行い、これらに対し委員から意見を聴取した。主な意見・質問は以下のとおり。

(1) 期中の評価

① 民有林直轄治山事業「岐阜県 板取川地区」

(局) 当地区については、隣接する滝波谷区域において平成30年7月の豪雨により大規模な山腹崩壊が発生したことから、当地区の事業区域を追加拡大し、より効果的・効率的な事業の展開を図るため、事業内容及び事業実施期間の変更を行うものである。

(委員) 資料の山地災害防止便益の山腹崩壊等によって被害を被る家屋や資材等の年平均想定被害額と年間山腹崩壊発生率の根拠は何か。

(局) 年平均想定被害額については、別資料に被害想定評価値があり、それに基づいて算出している。年間山腹崩壊発生率は、本庁より0.032が示されている。

(委員) 昨年7月の豪雨で現行計画の大ツゲ谷と海ノ溝谷の2区域には被害はなかったのか。

(局) 特に大きな被害はなかった。

(委員) 昨年の豪雨で滝波谷区域に新たな崩壊が発生しているということだが、保全対象に対してどのような災害が想定されるか。

(局) 拡大崩壊の恐れがあり、早期に復旧をする必要がある。

(委員) 資料の山地災害防止便益の中にある山腹崩壊とは人家の裏山のことでなく、今回のような山腹崩壊のことか。

(局) そのとおりである。

(委員) 中央防災会議の報告書に、「行政で災害を完全に防ぐことはできない、住民が自ら命を守ることが必要である」とある。

中部森林管理局だけではなく、国、県、市町村、地元住民とそれぞれの主体的な取り組みが必要である旨の記載が必要と考える。

(局) 民有林直轄治山事業として地元からのご理解をいただくのと同時に関市と更に連携する必要があると考える。板取川地区では国、県が事業をしているので、それぞれ連携して対応していきたいと考えている。

また、被害についての情報は県や市町村にも共有し、ソフト的な部分でも取り組むこととしている。

(委員) 民有林の所有者はどのような所有者か。

(局) 右岸側は根尾開発の所有地で、左岸側は財産区である。

(委員) 事業内容については特にはないが、防災意識への考え方が西日本豪雨の前と後では大きく変わってきている。個表の内容にも反映させるべきである。

「自らの命は自らが守る」というような防災会議のキャッチフレーズを引用し、それに対して協力するということでもいいのではないか。

(局) 技術検討会の意見にハード対策のみならず、関係機関との連携、ソフト対策についても、中部局としてできる部分に関して対応していくことを盛り込ませてい

ただきたい。

（委員）施行後年数の経過した施設については、適切に維持管理した上で県に移管するというのは毎年記載されているものなのか。

（局）治山施設としての機能が確保されるよう維持管理し、県に引き渡す旨を記載している。

（委員）将来の事業費の算出根拠はなにか。

（局）毎年林野庁から参考単価が示され、それに基づいて算出した価値を現在価値化してB／Cを算定している。

（２）完了後の評価

① 森林環境保全整備事業「長野県 千曲川下流森林計画区」

（委員）便益集計表を見ると、水質浄化便益が一番高いので、便益の違いがわかるようにしたほうがいいのではないか。

（局）承知した。

（委員）費用便益分析算定方法が事前評価の時と違うのか。

（局）事前評価の時点では、事業期間５年に対しての費用を計上する決まりであったが、平成 22 年度からは林道事業であれば事業完了後 40 年間、森林整備事業であれば、事業完了後最大 100 年間までの費用を見込んで評価することになった。

② 森林環境保全整備事業「岐阜県 宮・庄川森林計画区」

（委員）千曲川下流と比較すると、宮・庄川は面積が 3.27 倍なのに、水質浄化便益は 7.17 倍になっている理由はなにか。

（局）水質浄化便益の計算に用いる上下水道料金の単価と、年間平均降水量に差があるためである。